

社会福祉法人つがる市社会福祉協議会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つがる市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第23条の規定に基づき、役員等に対する報酬の額並びにその支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

(役員報酬等)

第3条 次の役員には、報酬を支給する。

2 報酬は、次に定めるものとする。

- (1) 会長 月額 200,000円
- (2) 副会長 月額 50,000円
- (3) 監事 日額 5,000円

3 会長、副会長、監事は非常勤役員とする。

4 第2項に規定する監事の報酬は、本会の監査時に出席した場合に支給する。ただし、この場合においては、日当は支給しない。

(報酬等の日割り計算等)

第4条 役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日、祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算とする。

4 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げとする。

5 報酬等の支給方法は、本会の職員の例による。

(公表)

第5条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の改廃については、評議員会で定める。

附則

1 この規程は、平成29年3月24日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、平成17年4月1日付けで制定された社会福祉法人つがる市社会福祉協議会役員報酬、費用弁償規程は、平成29年3月23日で廃止する。